

環技審第9号
令和3年5月28日

宮城県知事 村井嘉浩 殿

宮城県環境影響評価技術審査会
会長 平野勝也



(仮称) 宮城西部風力発電事業に係る環境影響評価方法書について (答申)

令和3年2月19日付け環対第511号で諮問のありましたことについては、別紙のとおりです。



(仮称) 宮城西部風力発電事業 環境影響評価方法書に係る答申

1 全般的事項

- (1) 対象事業実施区域（以下「事業区域」という）の広範囲が水源かん養及び土砂流出防備保安林に指定されていることから、後述する個別的事項も踏まえ、事業実施による環境への影響を適切に調査、予測及び評価したうえで、風力発電設備及び取付道路等の附帯設備（以下「風力発電設備等」という。）の構造・配置又は位置・規模（以下「配置等」という。）について、影響を回避又は十分に低減するよう検討すること。
- (2) 環境影響の調査を行うに当たっては、必要に応じて選定した項目及び手法を見直すなど適切に対応するとともに、環境影響の予測については、可能な限り定量的な手法を用いること。
- (3) 本事業との累積的な環境影響が懸念される他の風力発電事業等については、今後、環境影響評価図書等の公開情報の収集や当該事業者との情報交換等に努め、累積的な環境影響について適切な予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、風力発電設備等の配置等を検討すること。
- (4) 事業区域周辺の住民、立地する加美町及び関係者に対して、環境影響に関する情報を積極的に提供するとともに、理解を得ながら事業を進めること。

2 個別的事項

(1) 騒音

イ 工事用資材等の搬出入に伴う騒音については、事業区域及びその周辺の地形条件（上り勾配等）を考慮した上で、影響が最大となる地点を調査地点として設定し、調査、予測及び評価すること。

ロ 施設の稼働における騒音等の影響については、風力発電設備からの距離や環境省が定める「風力発電施設から発生する騒音等測定に関する指針」等に基づいて一概に評価するのではなく、平成30年10月にWHOが改訂した環境騒音についてのガイドラインを参考にするなど、最新の知見に基づいて、適切に評価すること。

(2) 水質

工事に伴い発生する濁水の影響を適切に調査、予測及び評価するため、澄川流域の調査地点について、より上流域に複数箇所設定すること。

(3) 地形及び地質

風力発電設備等の配置等の検討に当たって、土砂流出・崩壊防備等の保安林、土砂災害警戒区域（地すべり）、砂防指定地及びその上流域、地すべり地形の移動体及び滑落崖に対して影響を及ぼす可能性のある改変を避けること。

なお、やむを得ず風力発電設備等の配置等の検討を行う場合は、安全側での評価となるよう、広範囲の地盤の安定解析等、十分な調査、予測及び評価を行うこと。

(4) 動物

イ 風力発電機の選定に当たっては、超音波発信器設置やフェザリングの実施、カットイン風速の変更機能等、バットストライクやバードストライクを回避及び低減する手法が適用可能な風力発電機種の採用に向けた検討をすること。その上で、適切に調査、予測及び評価すること。

ロ 事業区域周辺に生息する希少猛禽類やコウモリ類及び渡りの大型水鳥について、周辺地域における他事業の環境影響調査結果等により生息情報を収集した上で、調査方法を設定し、適切に調査、予測及び評価すること。

ハ コウモリ類の調査地点について、高光度 LED ライト照射による目視調査地点と気象観測塔の位置を 200 メートル以上離して設置し、8 月中旬から 9 月中旬の間に綿密な調査を行うこと。LED ライトは、ブレードを含めた風車の最頂部付近の高さで直径 80m 程度照射可能な機種を用いること。また、各調査地点におけるコウモリ類の感知数を比較し、予測及び評価すること。

ニ クマ、サル、カモシカ等の生息環境の保全のため、季節移動も含め綿密な生息実態調査を行い、事業計画に反映すること。また、住民等による現況の事業区域内森林の利用状況も調査し、参考にすること。

ホ 事業実施による両生類への影響について、沢筋のより上流部や、土地の改変による影響を十分に踏まえ、調査、予測及び評価すること。また、鳴き声の夜間調査を実施すること。

(5) 植物

イ 事業区域及びその周辺のススキ群団には、稀少種が存在する可能性があるため、事業実施による影響を適切に調査、予測及び評価すること。

ロ ウトウ沼近傍の二ツ石川西側の搬入路について、資材等の運搬に伴う支障木の伐採に当たっては、近隣湿地に生息する植物への影響を適切に調査、予測及び評価すること。その上で、影響を回避できない場合は、東側のルートから迂回する等、運搬計画を再検討すること。

(6) 生態系

造成に伴い設けられる沈砂池に新たな動植物が生息、生育する可能性を踏まえ、

沈砂池の設置場所を検討し、生態系への影響について適切に調査、予測及び評価すること。

(7) 景観

イ 風車による景観の圧迫感を考慮した上で、生活圏及び里山からの周囲景観への影響について、加美町の意見をふまえ調査地点を追加し、調査、予測及び評価すること。その上で、適切に風車の配置の設定を行うこと。

ロ 事業区域周辺に存在する薬葉山がよく撮影される地点を調査地点として設定した上で、眺望方向や撮影時間帯による光源の位置の考慮等、適切に調査、予測し、眺望背景に風力発電設備が見えることのないよう、風車の配置を検討すること。

(8) 人と自然との触れあいの活動の場

イ 事業区域及びその周辺における、キャンプ場等、静穏環境における利用を前提とした活動の場に対する工事用資材等の搬出入や施設の稼働等による騒音の影響について、適切に調査、予測及び評価すること。評価に当たっては、単に環境基準に基づく評価ではなく、求められる環境に合った静穏性が満たされるかの観点で行うこと。

ロ 風力発電設備の設置予定箇所とジャパンエコトラック陶芸の里周遊ルートが重複していることに留意した上で、風車の設置による影響を、ルートの利用状況を踏まえ調査、予測および評価すること。

(9) 温室効果ガス

温室効果ガスの排出量については、ライフサイクルの視点に基づき、造成時の森林伐採、原料の調達、製造、輸送を含む工事の実施及び施設の稼働並びに発電事業終了時の施設撤去及び廃棄までの過程を含めた積算とするなど適切に予測すること。その上で、事業実施による削減量を算出し、評価すること。

(10) 放射線の量

イ 土壤の放射性物質濃度の調査に当たっては、リター層と土壤を分けた上で、調査地点 1 地点あたり 5 か所程度、土壤については表面 1 センチメートル以内から検体を採取し、測定を行うこと。調査地点は、風力発電設備等の配置等に係る改変箇所を設定すること。

ロ 事業実施により除去する放射性物質を含む伐採木及び落葉等については、調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、発生量も把握した上で、適正な管理等ができるよう検討すること。